

## めぐろ買い物ルール参加店制度実施要綱

令和元年10月15日付け目環り第846号決定

令和6年3月31日付け目環り第20176号改正

### (目的)

第1条 この要綱は、区民・事業者・区が賢い買い物を通じて、ごみの発生抑制に取り組む共通の指針であるめぐろ買い物ルールを区内に広めるために、めぐろ買い物ルールの取組を推進する店舗等をめぐろ買い物ルール参加店（以下「参加店」という。）として登録し、その取組を広く紹介することにより、めぐろ買い物ルールの推進及び区民の意識啓発を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 参加店の登録の対象は、原則として区内で主として小売業、飲食店業等を営む店舗等で、めぐろ買い物ルールの推進に積極的に取り組んでいるものとする。

### (登録基準)

第3条 参加店の登録基準は、めぐろ買い物ルールの取組である次の各号のいずれかに該当する取組を行っていることとする。

- (1) レジ袋や使い捨てプラスチック製容器等削減の推進
- (2) 量り売りやバラ売りの実施
- (3) エコな商品の推進
- (4) おいしく食べきる工夫の実施
- (5) 使い捨てずにみんなで「長く」「繰り返し」使うための取組

### (申請)

第4条 参加店に登録しようとする店舗等の代表者（以下「申請者」という。）は、めぐろ買い物ルール参加店登録（変更）申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

### (登録)

第5条 区長は、前条の申請書の提出があった場合は、第3条の登録基準に基づき審査し、当該基準に該当すると認めるときは、当該申請に係る店舗等を参加店として登録するとともに、申請者に参加店ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付する。この場合において、当該登録を受けた参加店のうち、同条第2号又は第4号に規定する取組を行っているものを、併せて食べきり協力店として登録するとともに、申請者に食べきり協力店ステッカー（以下「食べきりステッカー」という。）を交付する。

2 区長は、前項前段の規定により審査した結果、不相当と認めるときは、めぐろ買い物ルール参加店登録不承認通知書（別記第2号様式。以下「不承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（登録の効力及び義務）

第6条 前条第1項の規定により登録を受けた参加店の代表者（以下「参加店代表者」という。）は、ステッカー（同条後段の規定による登録を受けた場合にあつては、ステッカー及び食べきりステッカー。以下同じ。）を掲げるほか、それを利用して広告を行うことができる。

2 参加店代表者は、届出を行った取組内容のとおり、めぐろ買い物ルールの取組の推進に努めなければならない。

（登録の変更）

第7条 参加店は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに申請書を区長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第8条 参加店は、店舗を廃止する等の理由により登録を廃止するときは、めぐろ買い物ルール参加店登録廃止届（別記第3号様式）を区長に提出し、ステッカーを区長に返却するとともに、参加店としての広告を行っていた場合は、それを廃止するものとする。

（登録の取消し）

第9条 区長は、参加店が第2条の規定による登録の対象に該当しないこと若しくは第3条の規定による登録の際に該当すると認められた登録基準に係る取組を実施していないことを確認したとき、又は区の信頼を著しく損なうような行為をしたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、めぐろ買い物ルール参加店登録取消通知書（別記第4号様式。以下「取消通知書」という。）により参加店代表者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しを受けた参加店は、速やかにステッカーを区長に返却するとともに、参加店としての広告を行っていた場合は、それを廃止するものとする。

（区民への公表等）

第10条 区長は、めぐろ買い物ルールの推進及び区民の意識啓発を図るため、参加店の取組内容等を区ホームページ等により区民に公表することができる。

（調査）

第11条 区長は、参加店に対し、必要に応じて調査を行うことができる。

（暴力団等反社会的勢力の排除）

第12条 区長は、申請者（法人の場合は、法人の代表者、役員等を含む。）が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、参加店の登録をしないものとする。この

場合において、不承認通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

- (1) 目黒区暴力団排除条例（平成24年3月目黒区条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者その他反社会的勢力等の関係者に該当することが明らかとなった場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者であることが明らかとなった場合

2 区長は、参加店代表者（法人の場合は、法人の代表者、役員等を含む。）が、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、参加店の登録を取り消すものとする。この場合において、取消通知書により参加店代表者にその旨を通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境清掃部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年10月30日から施行する。
- 2 めぐる買い物ルール参加店の登録を受けようとする店舗等の代表者は、この要綱の施行の日前においても、当該登録に係る申請を行うことができる。

付 則（令和6年3月31日目環リ第20176号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 めぐる買い物ルール参加店の登録を受けようとする店舗等の代表者は、この要綱の施行の日前においても、この要綱による改正後のめぐる買い物ルール参加店制度実施要綱第4条の規定により作成した様式で登録に係る申請を行うことができる。